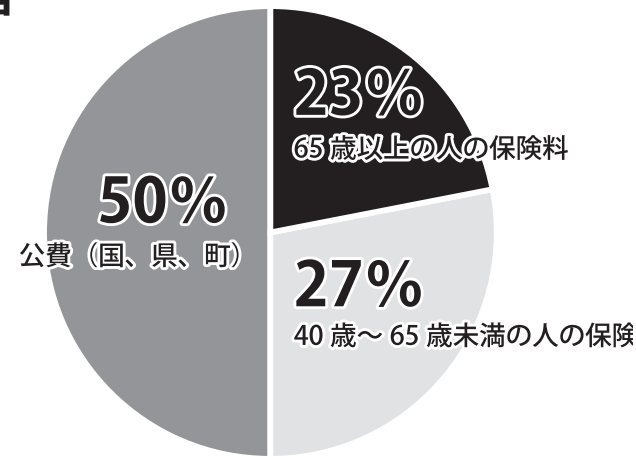


介護保険の財源

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」と40歳以上の人に納めていただく「介護保険料」を財源として運営されています。平成30年度から平成32年度までの65歳以上の人（第1号被保険者）の負担割合は、介護保険のサービスの必要量を見込み算出しています。この負担割合は、全国一律の負担割合となっており、今回の制度改正により第1号被保険者の負担割合は22%から23%に引き上げられました。

介護保険の負担割合



介護保険料の納め方

保険料の納め方は、皆さんが受給している年金の額などによって2種類に分けられます。

特別徴収 (年金から差し引かれます)	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の老齢（退職）・障害・遺族年金の受給額が年額180,000円（月額15,000円）以上の人（平成30年4月1日現在）
普通徴収 (納付書や口座振替で納めます)	<ul style="list-style-type: none"> ・年金の受給額が年額180,000円未満の人 ・年度途中で65歳になった人 ・他の市町村から転入してきた人 ・年度途中で年金を受給し始めた人 など

※年度途中で65歳になった人・転入してきた人・年金を受給し始めた人は、最初は普通徴収ですが、約半年から1年後に特別徴収に切り替わります。（切り替わる際には事前に通知します）

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納期 (特別徴収・普通徴収)	仮徴収 (前年の所得が確定するまでは、前年度の保険料を参考に保険料を納めます)			本徴収 (確定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた金額を納期に分けて納めます)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月

※特別徴収欄に記載している月は、年金天引きを行う月です。普通徴収月に記載している月は、納期限月です。

介護保険は皆さんで支えています

介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納期限内に納めましょう。なお、特別な理由がないのに、保険料を納めないでいると、滞納した期間に応じて保険給付が一時的に差し止められたり、利用者負担が1割（2割）から3割に引き上げられたりする措置が取られます。皆さんのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

65歳以上の皆さん

介護保険料が 変わりました

問合せ／福祉課（979-8126）



平成30年度から第7期介護保険事業計画がスタートしました。これに伴い、65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料も見直され、平成30年度から平成32年度の介護保険料が決まりました。

・年額介護保険料の基準額 → **63,100円** (58,900円)

・月額介護保険料の基準額 → **5,263円** (4,915円) ※カッコ内は変更前

(月額介護保険料の基準額×12か月×基準額に対する割合) = 年額介護保険料 (100円未満は切り捨て)

所得段階

保険料は、世帯の課税状況や本人の所得状況などにより段階を設けて算定しています。今回の改定では、基準額および所得段階の基準が改定されました。ただし、基準額に対する割合の変更はありません。

第7期所得段階別介護保険料（平成30年度～平成32年度）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額介護保険料 (カッコ内は変更前)
第1	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.45	28,400円 (26,500円)
第2	住民税非課税世帯全員が	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を越え120万円以下	47,300円 (44,200円)
第3		前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を越える	47,300円 (44,200円)
第4	税課税者がいる本人が住民税非課税世帯内に住民	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	56,800円 (53,000円)
第5		前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を越える	63,100円 (58,900円) ※基準額
第6	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	75,700円 (70,700円)
第7		前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	82,000円 (76,600円)
第8		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	94,700円 (88,400円)
第9		前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	107,300円 (100,200円)
第10		前年の合計所得金額が400万円以上	110,500円 (103,200円)